

石狩湾新港国内定期航路誘致期成会規約

(名称)

第1条 本会は、石狩湾新港国内定期航路誘致期成会(以下「期成会」という。)と称する。

(目的)

第2条 期成会は、物流の効率化を通じた地域経済の活性化のため、石狩湾新港への国内定期航路の誘致を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 期成会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)国内定期航路の誘致に向けた事業
- (2)内貿ユニットロード貨物の増加に向けた事業
- (3)その他、期成会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 期成会は、会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役員及び選任)

第5条 期成会に、次の役員を置く。

会長 1名

- 2 役員は、会員の互選によるものとする。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は期成会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長に事故があるときは、会長が、あらかじめ会員の中から指名した者がその職務を代理する。

(総会)

第7条 期成会の会議は、総会とし、次の事項を決定する。

総会(規約、役員、事業、その他会長が必要と認める重要事項)

- 2 総会は、必要の都度開催するものとする。
- 3 期成会の総会は、会長が招集し、議長は会長又は会長が指名したものがこれにあたる。

(事務局)

第8条 期成会の事務局は石狩商工会議所に置く。

(委任)

第9条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年7月21日から施行する。